

## 磐田市PTA連絡協議会推薦

# 児童・生徒総合補償制度

## ご案内

団体割引

15%  
※

\ワイドに生徒ご本人のケガを補償! /

※上記割引はご加入の人数が  
500名から999名の場合に  
適用できます。

### 自転車事故・日常生活における 賠償事故を3億円(国内・海外補償)まで補償!

## 自転車事故の賠償事例

## 賠償金額

**9,521万円**

男子小学生(11歳)が夜間帰宅中に自転車走行中、歩道・車道の区別がない道路で歩行中女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等傷害を負い、意識が戻らない状態となる。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)



しかも、安心の  
示談交渉  
サービス付き  
(日本国内のみ)

&lt;取扱代理店&gt;



遠州鉄道株式会社

遠州鉄道(株)保険グループは生命保険、損害保険の代理店です。

申込  
締切日2019年  
4月5日(金) 申込まで保険  
期間

&lt;保険期間：3年(新入生用)&gt;

2019年4月8日(月)午前0時から

2022年3月31日(木)午後4時まで

## 申込方法

保険料は一括払いとなります。

加入依頼書に必要事項をご記載のうえ、ご提出をお願いします。

申込受付日時 : 4月5日(金)午前7時45分~午前8時30分  
申込受付場所 : 豊岡中学校 昇降口

児童・生徒総合補償制度「ご契約のしょり」「重要事項等説明書」については、  
こちらをご確認ください。



遠州鉄道ホームページ：  
<http://www.entetsu.net/gakuseisougou>

# たとえば、こんな場合に

## 傷害補償

生徒ご本人のみ

国内外補償

## 個人賠償責任補償

生徒ご本人と同居の親族

国内外補償

## 携行品損害

国内外補償

### 自転車事故 重点補償プラン

- 自転車事故によるケガを補償します。



#### 自転車事故



### 児童・生徒総合補償制度

- 自転車事故だけでなく、日常生活のケガを24時間補償します。



通学中や放課後



自宅で

校内・部活動で



レジャー・旅行中も

- 熱中症、細菌性食中毒・  
ウイルス性食中毒(O-157)による身体の障害が生じた場合も。



- 天災(地震・噴火またはこれらによる津波)によりケガを負った場合も補償



- 被害事故補償(被害事故補償保険金)

・死亡の場合(逸失利益・精神的損害・葬儀費) ・後遺障害の場合(逸失利益・精神的損害・将来の介護料)  
犯罪、ひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故  
補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。

※自賠責保険等からの給付、加害者からの賠償金等は差し引かれます。

- 自転車事故により法律上の損害賠償責任を負った場合。



他人にケガを負わせた

- 他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合。また、賠償金だけでなく、弁護士費用・訴訟費用等についてもお支払いします!



他人やお店の物を壊した

日本国内で発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、  
損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引受けし、事故の解決にあたる  
**「示談交渉サービス」**がご利用いただけます。

- 生徒本人の身の回り品に損害があった場合  
偶然な事故で破損したり、住宅外で盗まれた場合

※眼鏡・コンタクトレンズ・携帯電話・自転車など  
はお支払いの対象外です。

(ただし、電子辞書は対象となります。)



団体割引

**15%**

(注1)

# 保険金額と保険料

(保険期間3年、傷害総合保険の職種級別A級、入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約セット(プランC~E)(傷害総合保険)、団体割引15%)

ご加入プラン	児童・生徒総合補償制度					
	自転車事故 重点補償プラン	プラン A	プラン B	プラン C	プラン D	プラン E
保険期間:3年 (新入生用)	保険括 料払	5,000 円	8,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円

個人賠償責任補償  
(注2)

3億円

傷 害 補 償	入院保険金日額	自 事 故 車	初めの7日	3,000 円	8,000 円	4,200 円	7,400 円	12,000 円	
			8日目以降			3,700 円	6,700 円	11,000 円	
		その 其 他	初めの7日	—	—	1,000 円	1,400 円	2,000 円	
			8日目以降			500 円	700 円	1,000 円	
	手術保険金			—		• 入院中の手術は入院保険金日額(その他の事故・8日目以降の入院保険金日額)の10倍 • 外来で受けた手術は入院保険金日額(その他の事故・8日目以降の入院保険金日額)の5倍			
	通院保険金日額	自 事 故 車	初めの7日	1,200 円	4,000 円	2,200 円	3,600 円	6,000 円	
			8日目以降			1,900 円	3,300 円	5,500 円	
		その 其 他	初めの7日	—	—	600 円	600 円	1,000 円	
			8日目以降			300 円	300 円	500 円	
	死亡・ 後遺障害 保険金		自転車 事故	104.7 万円	275.6 万円	172.7 万円	279.5 万円	396.9 万円	
			その他の 事故	22.4 万円	29.0 万円	47.6 万円	82.9 万円	100.3 万円	
	被害事故補償			—	—	—	100.0 万円	100.0 万円	
	天災危険補償特約 地震・噴火またはこれらによる 津波によるケガ			◎ 補償されます					
	熱中症危険補償特約			◎ 補償されます					
	携行品損害 (自己負担額 1事故につき3,000円)			—	—	—	10 万円	10 万円	

(注1) : 上記割引率は、ご加入の人数が500名から999名の場合に適用できます。募集の結果、ご加入人数が500名未満となった場合や、1,000名以上となった場合には、割引率が変更となります。またその際には、死亡・後遺障害保険金額を調整させていただきます。

(注2) : 個人賠償責任補償は傷害総合保険からお支払いします。

※「自転車事故」の場合は自転車総合保険(国内のみ補償)と傷害総合保険(国内外補償)、「その他の事故」の場合は傷害総合保険からのお支払いとなります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

ご加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は、傷害総合保険普通保険約款、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約者	磐田市P.T.A連絡協議会
保険期間	2019年4月8日午前0時から2022年3月31日午後4時まで3年間
申込締切日	2019年4月5日（金）
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	静岡県磐田市立豊岡中学校の新入生の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
被保険者	静岡県磐田市立豊岡中学校の生徒「保険期間末日に年齢が満23歳未満」かつ「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎります。 * 加入した方が保険の対象となります。
お支払方法	専用の受付窓口でのお支払いとなります。お手続き時に保険料を一括してお支払いください。
お手続方法	添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご提出ください。ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、2019年5月31日手続き完了（加入依頼書ご提出・保険料着金）分まで受付をしています。その場合の保険期間は、当月末日までの手続き完了分は手続き完了日の翌月1日から2022年3月31日午後4時までとなります。保険料等、詳細はご加入窓口の遠州鉄道保険営業部までご連絡ください。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口：遠州鉄道 保険営業部までご連絡ください。
その他ご注意	保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金	この商品には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

〈取扱代理店〉



遠州鉄道株式会社 保険営業部  
〒430-8655 浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館10階  
TEL: 053-457-5512  
(平日 午前10時30分から午後4時30分まで)

〈非幹事代理店〉

株式会社 e m a パートナーズ

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

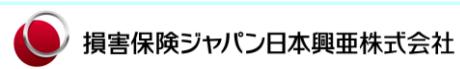
〔九・ダ・イツ〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事事故サポートセンターまでご連絡ください。

〈引受保険会社〉



損害保険ジャパン日本興亜株式会社 静岡法人営業部 浜松法人支社  
〒430-8655 浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館11階  
TEL: 053-456-1781  
(平日 午前9時から午後5時まで)

【事故サポートセンター】0120-727-110 （受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。  
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このチラシは、概要を説明したもので、詳しい内容については、遠州鉄道ホームページ(<http://www.entetsu.net/gakuseisougou>)に掲載しております「パンフレット」「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。





## 【お子さま本人のケガの補償】(自転車総合保険)

被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的の間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 (国 内 の み 補 償)	死亡保険金  日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金  日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。  後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	など
	入院保険金  日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。  入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
	通院保険金  日本国内において自転車事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いるべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。  通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)  (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

## 用語のご説明

用語	用語の定義
【自転車】	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

## 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★被保険者の職業または職務(傷害総合保険の場合) ★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。\*
- \* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- \* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

## 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

### 【傷害総合保険】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。  
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。
- 傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

### 【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
  - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
  - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

\* 中途加入の場合は、2019年5月までの当月末日までの手続き完了分は手続き完了日の翌月1日に保険責任が始まります。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

### 【傷害総合保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできることあります。  
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
  - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
  - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

## 【共通】

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

■上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いるべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超える場合は、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

## 9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。



もう一度ご確認ください。

### ① 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約  保険金額  保険期間  
 保険料、保険料払込方法  満期返れい金・契約者配当金がないこと

### ② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いたしましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いたしましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

### ③ お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いたしましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

<取扱代理店>



遠州鉄道株式会社 保険営業部  
〒430-8655 浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館10階  
TEL：053-457-5512  
(平日 午前10時30分から午後4時30分まで)

<非幹事代理店>

株式会社emaパートナーズ

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[北九州市] 0570-0-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

**【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)**

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

<引受保険会社>



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

静岡法人営業部 浜松法人支社  
〒430-8655 浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館11階  
TEL：053-456-1781  
(平日 午前9時から午後5時まで)